内外交差点

外国人受け入れは進むのか？
在留資格「特定技能1号」を解説

岩城　秀行氏（行政書士）　第10／12回

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律により、中小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っても、なお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした、在留資格「特定技能」が創設されました。

これまで、外国人材が自動車運転者（バス、タクシー、トラック）としては就労ができませんでしたが、昨年、外国人材が自動車運転者として就労可能な在留資格として特定技能１号に自動車運送分野が加えられました。皆さんもなんとなく聞いたことがあるし、人材不足解消の切り札になるのではないかと期待されている方も多いと思います。そこでこの制度について、少し、解説させていただこうと思います。

特定技能１号の在留資格取得のために受け入れ企業と特定技能外国人に必要な条件があります。

まず、特定技能所属機関（受け入れ企業）に求められる条件

①道路運送法の第2条第2項に規定する自動車運送事業に該当すること

②日本標準産業分類「43 道路旅客運送業」に該当すること

ここまでは、通常のタクシー事業者であれば問題はないです。ここからが問題です。

（1）国土交通省が設ける「自動車運送業分野特定技能協議会」に加入すること（今後、発足するようです）

（2）企業が登録支援機関に委託する場合は、登録支援機関も協議会の構成員であること（登録支援機関とは特定技能外国人の支援計画の作成や実施を行う機関で、特定技能外国人を雇用する企業から委託を受けて、支援計画に基づいて支援を行います。登録支援機関の主な支援内容は事前ガイダンスの提供、入国時の送迎、住居の確保、生活に必要な契約支援、日本語学習の機会の提供、公的手続等への同行など）

（3）国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査や指導に対して、必要な協力を行うこと

（4）タクシー事業者（特定技能所属機関）は、受け入れ予定の特定技能外国人に対し、新任運転者研修を実施すること

（5）運転者職場環境良好度認証制度の認証（実施機関：一般財団法人日本海事協会）を受けること

特定技能外国人に求められる条件についても結構、ハードルが高いです。

○2種運転免許の取得（当然のことですが）

○自動車運送業分野特定技能1号評価試験に合格すること（実施機関：一般財団法人日本海事協会）

○日本語能力試験N3以上に合格

日本で特定技能外国人がタクシードライバーとして働くには、普通１種免許に加えて対象となる運転免許＝日本の２種免許を取得することが要件になります。したがって、それ以外の要件を満たした外国人は、特定技能所属機関＝受け入れ企業との雇用契約の下で「特定活動」（原則６カ月、最長１年）在留資格を取得したうえで、日本へ入国し、２種免許を取得することになります。

このように自動車運送業における特定技能外国人の受け入れには、企業と外国人双方に難しく、厳格な要件が課されており、それをクリアするためには多額の費用と時間を要するため、特定技能１号での外国人材受け入れが容易なことではないことがお分かりいただけるかと思います。また、特定技能１号の在留資格は最長５年で更新もできないことからメリットが少ないような気もします。
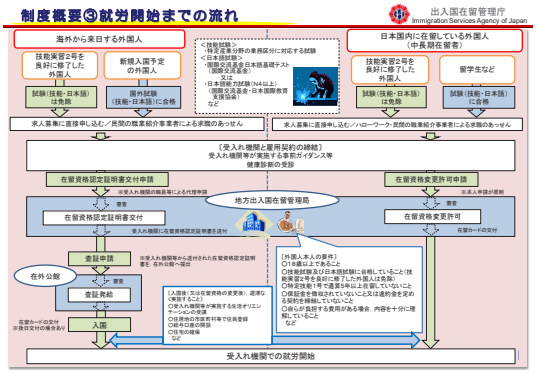
５年たてば、自動車運転も１つの在留資格として認められるかもしれませんが、そのことを含め、先がわからないことが多く、この制度による外国人運転者の受け入れが進むかどうか、全く分からないというのが現状だと思います。